令和６年３月 15 日

保護者の皆様へ

長崎市教育委員会

令和６年度学校給食費の保護者負担額及び キャッシュレス決済等の開始について（お知らせ）

学校給食費の保護者負担額

長崎市立小中学校の学校給食においては、物価上昇により学校給食食材価格も高騰する中、保護者の皆様が負担する食材費の範囲に収まるよう工夫しながら献立を作成していますが、児童生徒に必要な栄養を維持することに加え、食育の推進や地場産物活用等も考慮すると、献立作成が非常に困難な状況となっています。

こうした中、食材価格高騰分について、令和４年度及び５年度は国の交付金を活用し、公費で負担したところです。

今年度も物価高騰は継続しており、来年度の食材価格が上昇することが考えられることから、令和６年度学校給食費を改定することといたしましたが、子育て支援の観点から、保護者の皆様の負担額は従来どおりの金額に据え置きますので、お知らせいたします。

区分		改定後の学校給食費	保護者負担額（令和５年度と同額）	差額（長崎市負担額）
小 学 校	学校給食費（年額）	50,840 円	41,800 円	9,040 円
	学校給食費（月額）	4,700 円	3,800 円	900 円
中 学 校	学校給食費（年額）	59,850 円	48,400 円	11,450 円
	学校給食費（月額）	5,500 円	4,400 円	1,100 円

※納付回数は、５月～３月の全 11 回です。５月下旬頃に、学校を通じて学校給食費額決定通知書をお送りいたします。

キャッシュレス決済等の開始

※納付書払いの方が対象です。

現在、学校給食費を口座振替している方は引き続き口座振替でのお支払いとなります。

キャッシュレス決済等とは・・

納付書にバーコードを印刷することで、
コンビニやスマホでの納付が可能となるものです。

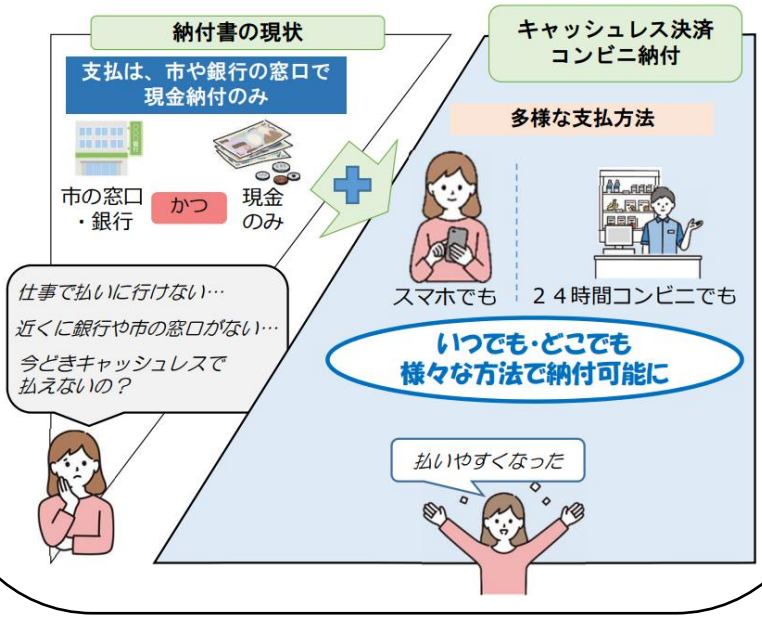

スマホでも♪

コンビニでも♪

注意事項	
共通	◆次のものは、コンビニエンスストアやスマートフォンを利用した納付ではお取り扱いできません。 ・納期限（支払期限）を過ぎたもの ・金額を訂正したもの ・汚損などでバーコードが読めないもの ・金額が 30 万円を超えるもの ・バーコードの印字のないもの
コンビニエンスストア	◆コンビニエンスストア店頭では、現金に限り納付することができます。スマートフォン決済アプリを利用したお支払いはできません。
スマートフォン決済アプリ	◆スマートフォン決済アプリで納付した場合、<u>領収書は発行できません。</u> 領収書が必要な場合は、納付書裏面に記載の金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付ください。

※令和６年２月１日以降に発行された納付書が対象です。納入方法や納入場所は、納付書の裏面で確認ください。

※キャッシュレス決済等の収納確認には３週間程度かかります。
そのため、資金不足等により口座振替ができなかった場合にお送りする納付書によりキャッシュレス決済等でお支払いされた場合、督促状の送付や電話連絡を行うことがあります。

【お問い合わせ先】長崎市教育委員会 健康教育課 学校給食係　TEL：095-829-1197